

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

① 風水害

当市には筑後川水系に属する宝満川、山口川、および御笠川水系に属する鷺田川、高尾川がある。宝満川、山口川においては外水氾濫の浸水想定が、鷺田川、高尾川においては外水氾濫および内水氾濫の浸水想定がなされている。

当会が立地する湯町区は内水氾濫の想定区域となっているほか、飲食業が集積する西鉄二日市駅周辺も外水氾濫、内水氾濫の浸水想定区域となっている。浸水が多発していたこの地域については、福岡県が平成 27 年度より「高尾川床上浸水対策特別緊急事業」として、橋梁改築や地下河川の整備を進め、令和 2 年の出水期前に運用を開始した。工事によって浸水被害が軽減されることが見込まれているが、引き続き注意が必要な区域であると想定される。

② 土砂災害

当市のハザードマップによると、御笠、山家、山口地区などの山間部で、土石流やがけ崩れが発生する危険区域が多数あり、当該区域には、建設業が多く集積している。

③ 地震（地震に関する防災アセスメント調査報告書）

当市には警固断層が存在する。警固断層においては平成 17 年に断層帯北西部で起こった、福岡県西方沖地震の影響により、当市が所在する断層帯南東部の地震発生確率が高まったと言われており、特に注意が必要である。

断層帯南東部では、地震が今後 30 年以内に発生する確率は、0.3～6.0%と言われており、当市において想定される地震の規模はマグニチュード 7.2 程度と言われている。被害想定は、人的被害：死者数 105 人、負傷者 1,616 人、要救出現場数 601、要救出者数 678 人、要後方医療搬出者数 162 人、避難者数 3,897 人、建築物被害：全壊棟数 1,503 棟、半壊棟数 1,200 棟となっている。

④ その他

当市に被害をもたらした自然災害について、近年の概況を以下に記す。

- ・ 福岡県西方沖地震災害（平成 17 年 3 月）
博多湾沖を震源とするマグニチュード 7.0、震度 6 弱の地震が発生した。当市では震度 4 弱を観測した。
- ・ 平成 21 年中国・九州北部豪雨災害（平成 21 年 7 月）
7 月 24 日の夕方から夜はじめ頃を中心に大雨となり、博多で 1 時間に 116.0 ミリの記録的な雨を観測。24 日から 26 日までの総雨量は、太宰府で 618.0 ミリを観測し、市内で人的被害が出たほか、民家で床上浸水・床下浸水等が発生した。
- ・ 平成 26 年の大雨（平成 26 年 8 月）
8 月 22 日未明から朝にかけて、局地的に猛烈な雨が降り、太宰府では期間降水量が 168.0 ミリで、8 月の最大 1 時間降水量と最大 3 時間降水量を更新した。市内では民家で床上浸水・床下浸水が発生し、道路被害、河川災害、崖崩れが発生した。
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨災害（平成 30 年 7 月）
7 月 5 日から 8 日までの 4 日間に太宰府で 461.0 ミリの記録的な大雨が降った。市内でも人的被害が発生し、民家の床上浸水、床下浸水、道路被害、河川災害、崖崩れが多数発生した。

⑤ 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない、新型の感染症が全国的かつ急速に蔓延し、当市においても多くの市民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- 商工業者等数 2,947 人
- 小規模事業者数 2,116 人

【内訳】

| | 業種 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等） |
|------|---------|-------|---------|-----------------------------------|
| 商工業者 | 建設業 | 348 | 330 | 市内に広く分布している |
| | 製造業 | 106 | 80 | 市内に広く分布している |
| | 卸売業 | 144 | 80 | 市内に広く分布している |
| | 小売業 | 797 | 486 | 市内に広く分布し、特に JR 九州や西日本鉄道の市内各駅周辺が多い |
| | 飲食店・宿泊業 | 404 | 254 | 市内に広く分布し、特に宿泊業は“二日市温泉”の湯町周辺が多い |
| | サービス業 | 930 | 730 | 市内に広く分布している |
| | その他 | 218 | 156 | 市内に広く分布している |

(3) これまでの取組

① 当市の取組

- 地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- 総合防災マップ（ハザードマップ）の作成
- 災害時等要援護者支援制度の制定により、要援護者(支援を要する人)を支援
- 防災出前講座による普段の備えや実際に災害が起きたときの対処法などの啓発
- 防災備品の備蓄
- 中小企業災害対策融資制度に対する保証料及び利子補助
- 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

② 当会の取組

- 事業継続力強化支援に関する国の施策の周知
- リスクに備える共済制度の取扱い及び周知
- 市が実施する防災訓練の周知
- 当会独自の防災訓練の開催（年1回）
- 被災中小企業に対する融資及び斡旋

II. 課題

当市の地域防災計画には、当会は関係団体のひとつとして、被害状況調査、応急対策の協力、当会加入事業者等との連絡調整等を担うこととなっているが、当会内で災害応急対策を実施する体制や要領が整備されていない。また、緊急時の対応を推進する人材も十分とは言えない状況である。また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

- 地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症リスクを認識してもらい事前対策の必要性を周知する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報共有ルート

を構築する。

- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内にて感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行うように組織体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 地区内小規模事業者に対し事業継続力強化計画等策定セミナーを実施する事で発災時に策定した計画が活用できる体制を構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

「筑紫野市地域防災計画」と、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 会報や市広報、ホームページ等において、国の政策の紹介やリスク対策や事業者BCP（即時取り組み可能な簡易的なもの）の必要性、損害保険の概要等の情報提供を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、会員事業者以外の小規模事業者にも普及啓発のためのセミナーを開催する。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会の事業継続計画の作成

令和3年度末までに作成する。

(3) 関係団体等との連携

- 連携協定を結ぶ損保会社等に専門家の派遣を依頼するなどして、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

(4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行なう（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、当会職員の生命・身体の安全確保を最優先としたうえで、被災した小規模事業者に対し速やかに復興支援が行えるよう、下記により地区内の被害状況を把握するとともに、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と本市で共有する。）

- 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の 手洗い・うがい等の徹底を行う。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、筑紫野市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

| | |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ● 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ● 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ● 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ● 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ● 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | ● 目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

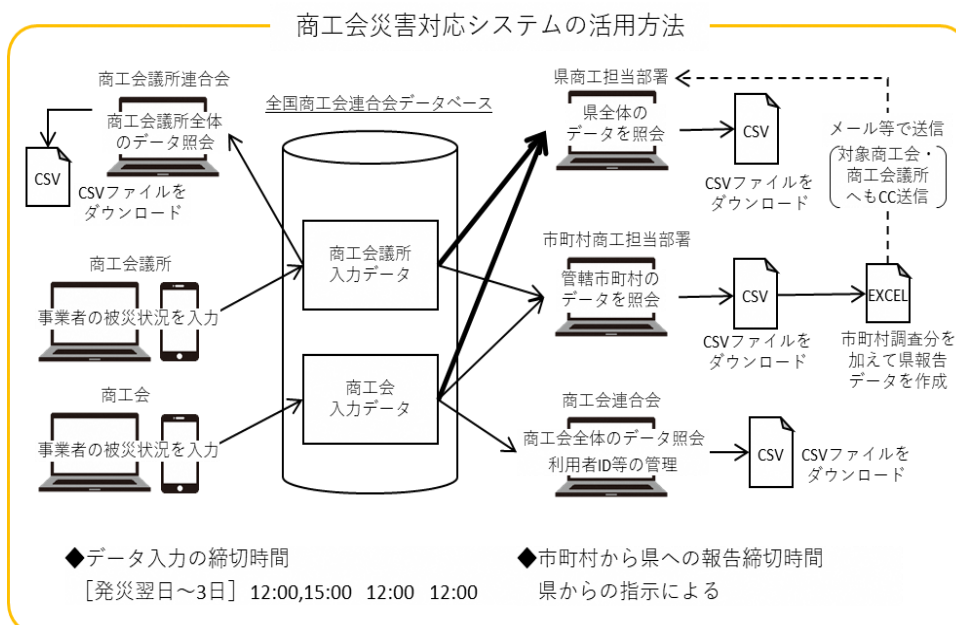
| | |
|---------|-------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 1週間～1か月 | 1日に1回共有する |
| 1ヶ月以降 | 情報更新の都度共有する |

当市の感染症に対する行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における連絡体制 >

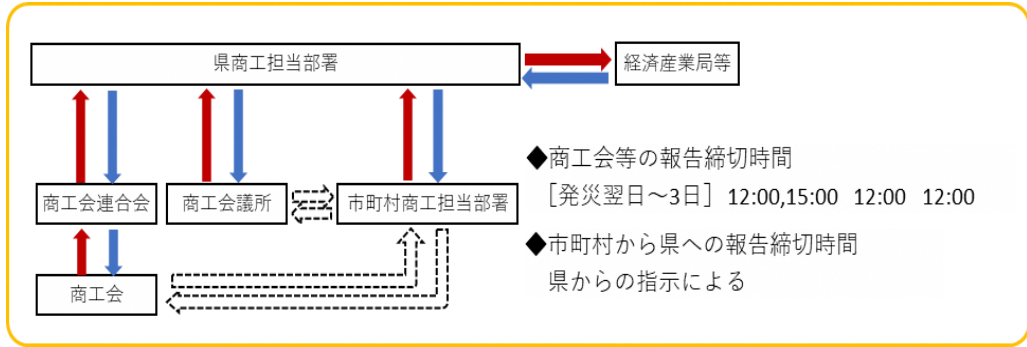
- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会又は当市より福岡県へ報告する。
- 当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- 報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

下図の流れで情報共有又は報告を行う。



また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 1 に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

| 被害箇所 | | 被害状況 | | | | 区分 (新規が修正が修正集) |
|------|-------------|-------|---------|------|--|-----------------------------------|
| 所在地 | 商店街の場合は商店街名 | 事業所名 | 業種 | 被害額 | 被害内容(建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください) | |
| 記入例 | 〇〇郡〇〇町〇丁目〇 | — | 株式会社製材所 | 製造業 | 約10万円 | 工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。 |
| | △△市△△町△△番地 | △△商店街 | △△酒店 | 酒販売業 | 約140万円 | 店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。 |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |

※欄目まで御報告頂いた箇所は削除せず、新規情報を追加していただきます。 ※用語が足りない場合はコピーしてご利用ください。
 ※欄目に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、筑紫野市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣

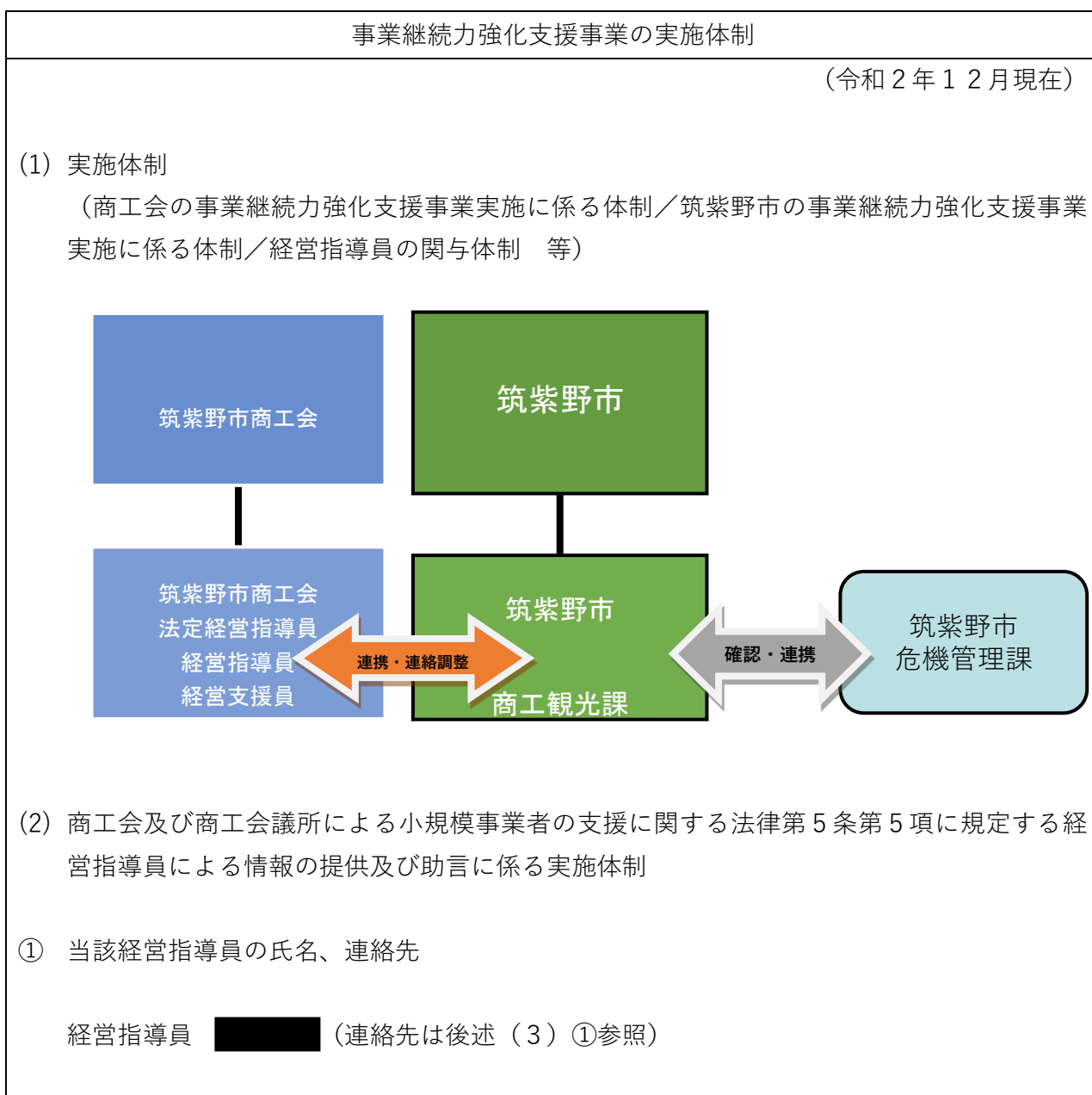
等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- 本計画の具体的な取組の企画や実行
- 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 商工会

筑紫野市商工会

〒818-8577 筑紫野市湯町3丁目2番5号

電話：092-922-2361 / FAX：092-921-1029

e-mail：chikushino@shokokai.ne.jp

② 関係市町村

筑紫野市役所 商工観光課

〒818-8686 筑紫野市石崎1-1-1

電話：092-923-1111 / FAX：092-923-1134

e-mail：kankou@city.chikushino.fukuoka.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 必要な資金の額 | 264 | 264 | 264 | 264 | 264 |
| ● 専門家派遣費 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 |
| ● セミナー開催費 | 44 | 44 | 44 | 44 | 44 |
| ● チラシ等作成費 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|---------------------------------|
| 商工会会費収入、筑紫野市補助金、福岡県補助金、商工会事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を
連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
|---|
| ①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社福岡支店 ・支店長 横山和弘 ・電話番号 092-282-6534 ・所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 |

②福岡県火災共済協同組合

- ・ 理事長 城戸津紀雄 ・ 電話番号 092-622-8071
- ・ 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル8F

連携して実施する事業の内容

事前の対策

- ①連携先のあいおいニッセイ同和損害保険株式会社福岡支店とともにハザードマップや Web 情報を活用し、小規模事業者に対する災害リスクの周知、損害保険の見直しを行う。また、事業者 BCP 策定や事業継続のための普及啓発セミナーを開催する。
- ②連携先の福岡県火災共済協同組合とともに地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済等に対する周知、PRを行うと共にリスク診断を実施する。

連携して事業を実施する者の役割

- ①災害リスクの周知、BCP策定支援、普及啓発のためのセミナー
(効果) 事前に災害リスクの周知等を行うことで、被害を最小限に抑えることができる。また、罹災時のBCPや事業継続のための事前準備を行う。
- ②地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済等に対する周知、PR・リスク診断
(効果) 事前に災害リスクの周知等を行うことで、被害を最小限に抑えることができる。

連携体制図等

